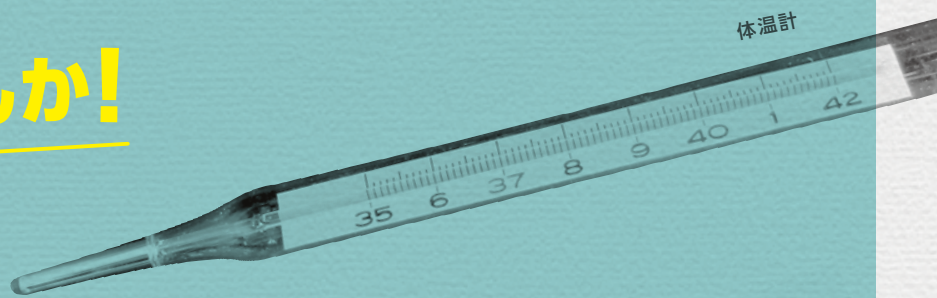


保管庫に
ねむっていませんか!

水銀 使用製品の 集中的な回収に ご協力ください

教育機関で保有している 水銀使用製品例

水銀使用製品は、学校等教育機関の保健室（水銀体温計、水銀血圧計）、理科室（水銀温度計等実験器具、水銀試薬）、プール（水銀温度計）、百葉箱（水銀温度計）等に保管されていることが考えられますので、ご確認をお願いします。



水銀使用製品回収の必要性和メリット

学校 等教育機関で保有している水銀体温計等が不要になった場合、産業廃棄物として適正に処理を行うことが必要ですが、個々の教育機関が産業廃棄物処理業者に水銀体温計等の処理を委託すると、少量での収集運搬・処分となることから処理コストが高額となります。

使用されなくなった後の退蔵品については、将来的な不適正処理（災害時の紛失等を含む）のリスクを低減させることや処理コストを減らすために、短期間で集中的に回収・処分していくことが望ましく、環境省では自治体（公立学校等）を対象としたモデル事業を実施してきました。

モデル事業では、都道府県教育委員会を事業計画単位、市町村教育委員会を事業実施単位として回収事業を行っています。

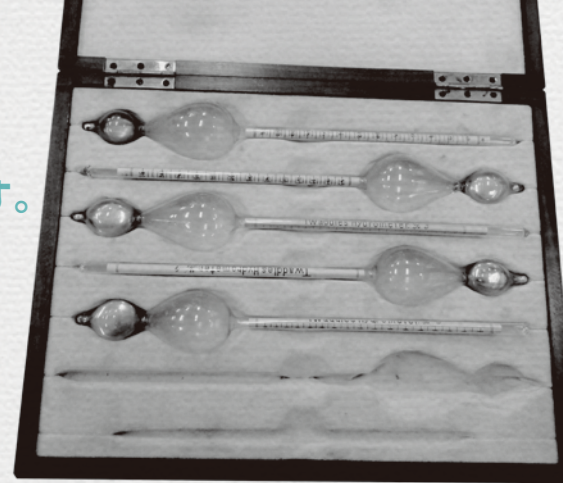
水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために、適正処理をお願いいたします。

水俣条約により、 水銀体温計等の水銀使用製品の 廃棄においては、環境上適正な管理が求められています。

水銀に関する水俣条約

石炭 利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成25年10月に採択、平成29年8月16日に発効しました。平成29年9月24日～29日にはスイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第1回締約国会議」(COP1)が開催され、締約国における取り組みが進んでいます。

水俣 条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指すものです。廃棄の段階においては、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理することとされています。



スペクトル管

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」に対する附帯決議においても、「退蔵されている水銀血圧計及び水銀体温計については、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行うスキームを早期に構築、実施すること。」とされています。

水銀使用製品の一例

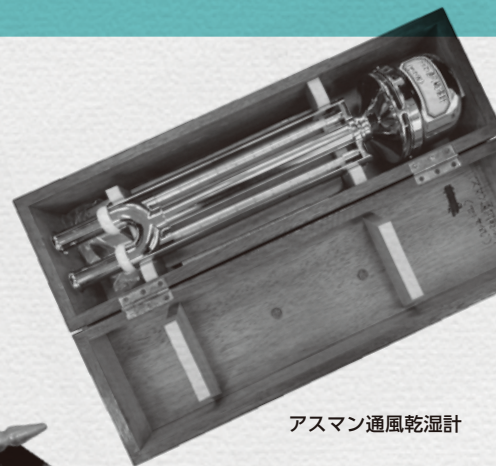
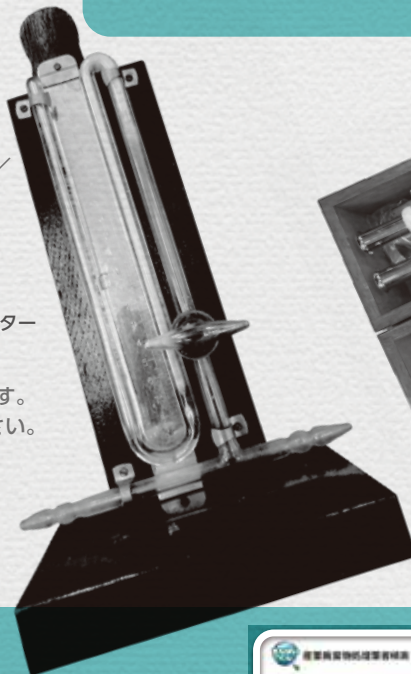
器具類

水銀温度計／水銀気圧計／水銀血圧計／
水銀体温計／水銀比重計／アスマン通風乾湿計／
スペクトル管／ベックマン分子量測定器／
マンオメーター

試薬類

塩化水銀／硫化水銀

マンオメーター



アスマン通風乾湿計

※ 特定施設から排出される廃水銀(廃試薬等)は特別管理産業廃棄物となります。教育関連では以下の施設が特定施設に含まれていますので、ご注意ください。

- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

▶ **水銀使用製品の処理については、都道府県や政令市の産業廃棄物担当課へお問い合わせください。**

▶ **収集運搬業者、処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」(処理業者検索サイト)や「優良さんぱいナビ」(優良認定業者検索サイト)などを活用し選定することができます。**



産廃情報ネット <http://www.sanpainet.or.jp/>

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく自治体の参考になるよう、環境省モデル事業及び自治体独自で行っている事業の概要を掲載した「教育機関等に退蔵されている水銀使用製品回収事業事例集」を作成しました。

モデル事業の詳細につきましては事例集をご覧ください。 www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/

本リーフレットについての
お問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 TEL: 03-5501-3157

平成30年3月発行